

## 「災害時の医療救護活動に関する協定書」の見直しについて

令和 8 年 7 月 30 日  
長野市保健所運営協議会資料  
< 資料 2 >

医師会、歯科医師会及び薬剤師会と長野市が締結している「災害時の医療救護活動に関する協定」を本年4月1日付けで改訂しました。

### 1 見直しのポイント

#### ①被災状況に応じた医療救護活動

医療救護班の応急救護所への**自動参集を廃止**

➡ 保健所に設置する「**保健医療福祉調整本部**」が**医療救護活動方針を決定**

#### ②DMAT等の助援に対する適切な受け入れ体制を整備

3師会が「**長野市災害医療コーディネーター**」を選任

➡ 調整本部に参集し、医療体制や医療救護活動に係る**助言**を行うとともに**各会内の調整等**を行う

#### ③初動体制のための事前準備

3師会が**医療救護計画**を作成し市と共有

➡ 初動体制の事前準備として**緊急連絡方法**や**医療救護活動体制**などを各3師会ごとに作成を要請

#### ④3師会・長野市との**連携強化**

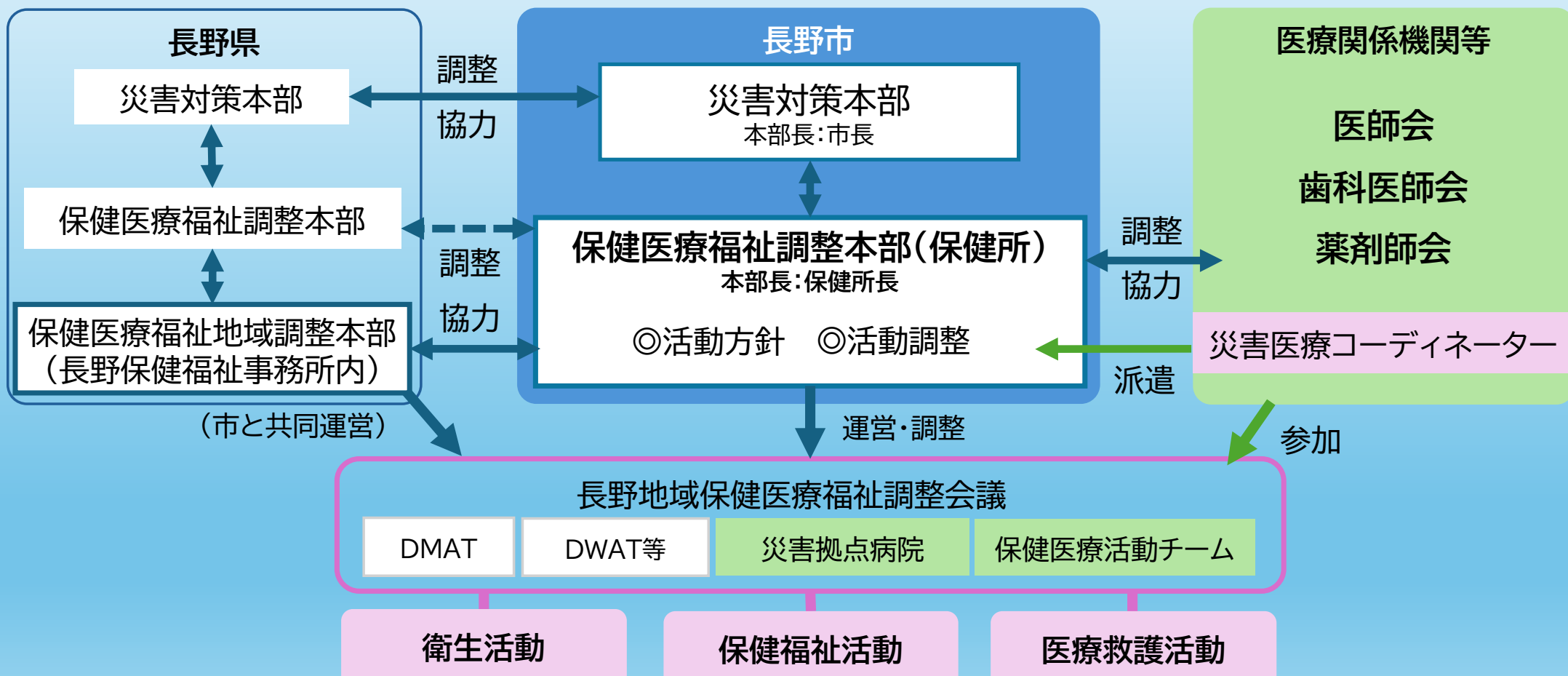
2 締結先 長野市医師会、更級医師会、上水内医師会、須高医師会

長野市歯科医師会、更級歯科医師会、上水内歯科医師会、埴科歯科医師会

長野市薬剤師会、更埴薬剤師会

## 災害時における保健医療福祉活動の体制

\*災害の規模や被災状況による



## 応急救護所設置予定場所13か所

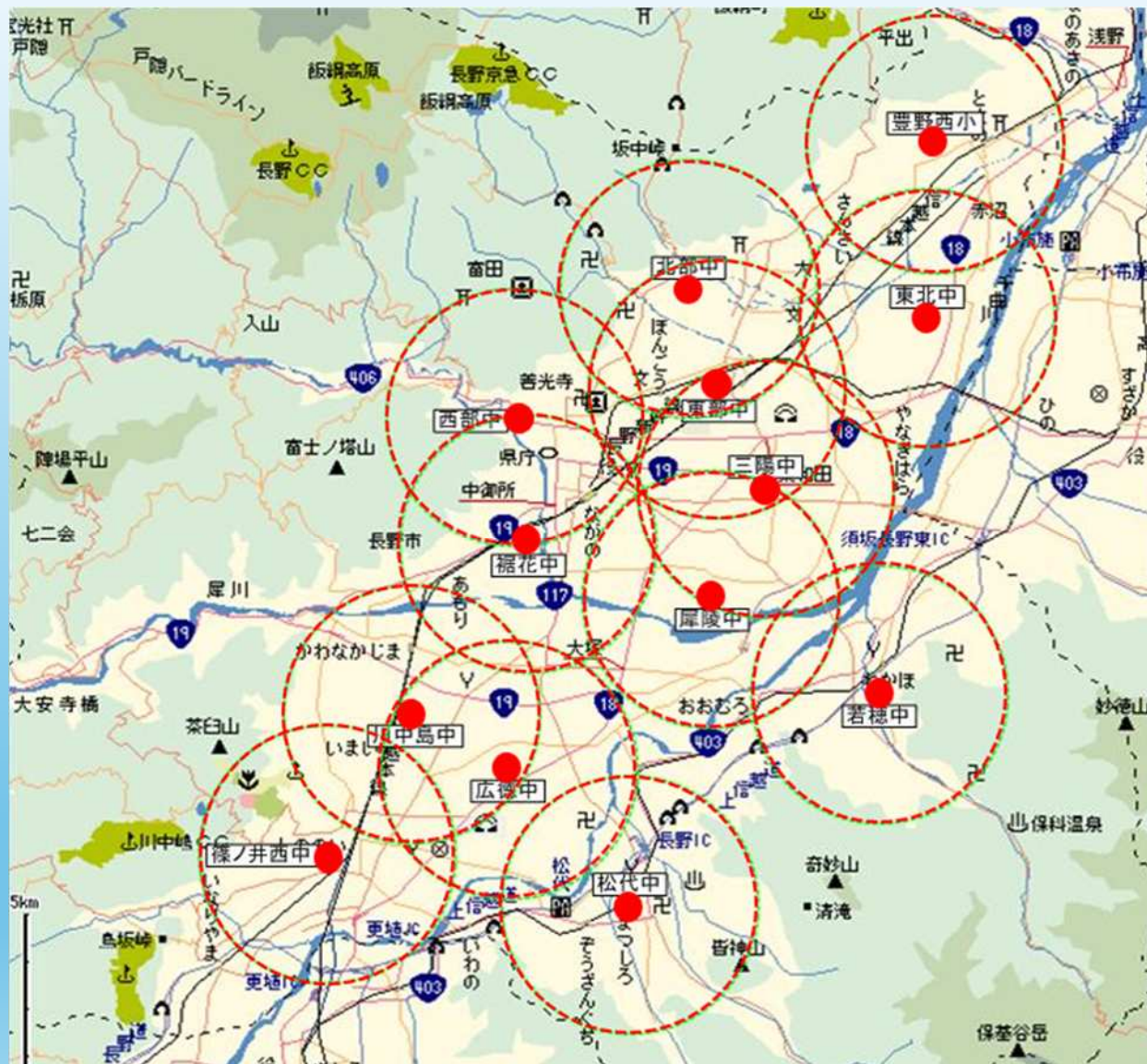
見直し前

- 震度 6 強が発生した場合一斉に 13 か所が開設



見直し後

- 保健所内に設置される保健医療福祉調整本部が情報を収集・分析し適切な場所の開設を決定
- 13 か所の設定は継続し必要な資機材の備蓄も継続





## 応急救護所備蓄資器材の一部



## 応急救護所備蓄医薬品



\* いずれも1か所あたり